

薬局機能情報提供制度の改正について

薬局機能情報提供制度とは

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、薬局開設者が都道府県知事に報告し、都道府県知事は、その薬局機能情報をインターネット等で住民等に公表する仕組みのことである。
- 東京都は、「東京都医療機関・薬局案内サービス ひまわり・t-薬局いんぷお」で公表している。
- 薬局の名称、薬局の管理者などの変更は随時報告とし、前年の実績等の全体項目については、年1回の「定期報告」時の報告としている。

東京都福祉保健局 ● 音声読み上げ・文字拡大 ● 認定協会トップページ ● English・中文(簡体)・韓国語 ● サイトマップ

東京都 医療機関・薬局案内サービス ● ひまわり ● t-薬局いんぷお

The screenshot shows the homepage of the Tokyo Pharmacy Information System. At the top, there are navigation links for 'ホームページ' (Home Page), '医療機関を探す' (Search for medical institutions), '薬局を探す' (Search for pharmacies), '利用者の皆様へ' (For users), and '医療機関・薬局関係者の皆様へ' (For medical institutions/pharmacy related parties). Below this is a blue banner with the text: 'こちらは、東京都内の医療機能情報と薬局機能情報を都民の皆さまに提供するシステムです。' (This is a system that provides medical and pharmacy functional information in Tokyo to all citizens.) The main heading is '東京都薬局機能情報提供システム t-薬局いんぷお'. Below the heading, there are several filter categories, each with a '+ 開く' (Open) button: '曜日を選択' (Select day of the week), '駐車場できがす' (Can park), '薬局サービスできがす' (Can pharmacy services), '外国語対応できがす' (Can foreign language support), '公費負担・クレジットカードの利用できがす' (Can use public charges/credit cards), and '東京都独自公表項目（一般用医薬品の取扱いなど）できがす' (Can Tokyo-specific disclosure items (e.g., OTC drug handling)). A search bar is located at the bottom with the text '各項目の検索条件を選択し、【検索】ボタンをクリックしてください。' (Select search conditions for each item and click the [Search] button.)

制度改正の内容等

- 根拠
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第137号）
・令和5年11月1日公布 **・令和6年1月5日施行**
- 改正の趣旨
・複数の都道府県に所在する薬局の情報を横断的に検索できるようにするなど、住民・患者等の利便性を向上する観点から、現在の都道府県ごとサイトによる公表から、薬局機能情報の全国統一的な検索・情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）による公表
・薬剤師・薬局をとりまく環境の変化を踏まえ、薬局機能情報提供制度に係る報告事項の一部見直し
- 制度改正に伴う主な変更点
・全国統一システムの運用開始
令和6年1月：薬局からの報告受付開始
令和6年4月：住民向け公表開始
・報告項目の追加
・「定期報告」提出期限の変更（1月末日→3月末日まで）
- 主な拡充項目
別紙資料4-2、4-3のとおり

東京都の対応

- 令和5年11月に、制度改正について、薬局開設者へ周知
- 全国統一システムの運用に向け、データ移行等を実施
- 「令和5年度 定期報告」依頼を、令和5年12月下旬 発送予定

患者・住民のための薬局の基本情報

- 患者や地域住民が薬局を選択するための情報を追加
 - ・ 薬局の面積 ・相談の応需体制(電話、メール等の利用状況) ・薬剤師の常勤・非常勤の内訳
 - ・ 医療機関との連携状況(入退院時等の医療機関への情報提供の実績等) 等

薬局の機能・提供サービス

在宅医療への対応

- 在宅医療の体制が把握できるよう項目を追加
 - ・ 在宅医療等の体制に係る実績等の追加
 - 無菌製剤処理に係る調剤体制の詳細(クリーンベンチ／安全キャビネットの有無等)、実績
 - 麻薬に係る調剤(実施可否に、実績を追加) 等

健康サポート機能に関する事項

- OTCの販売等健康サポート機能に関する事項を把握できるよう項目を追加
 - ・ 一般用医薬品等の取扱い状況
 - ・ 特別用途食品の取扱いの有無
 - ・ 特定販売の実施状況 等

有事への対応等

- 新興感染症、災害等の有事への対応状況等が把握できるよう項目を追加
 - ・ 事業継続計画(BCP)の策定の有無
 - ・ 改正感染症法に基づく協定締結の有無
 - ・ 新型コロナウイルス抗原検査キットの販売状況 等

ICTへの対応

- オンライン服薬指導の普及やデータヘルス改革による各種医療情報の共有等に関する項目を追加
 - ・ オンライン服薬指導への対応・実績
 - ・ オンライン資格確認等システムを活用した服薬指導の実施
 - ・ 相談の応需体制(電話、メール等の利用状況) 等

- その他薬局の機能や提供しているサービスに関する項目を追加
 - ・ 認定薬剤師の種類及び人数(「地域薬学ケア専門薬剤師」、「外来がん治療専門薬剤師」の追加)
 - ・ 緊急避妊薬の調剤

行政が施策検討等において必要とする情報等

- 行政の施策の進捗のエビデンスとして活用するなど、施策検討において必要とする情報等の項目についても、検討する。

改正の内容（主な拡充項目）

○基本情報

- ・薬局の面積及び店舗販売業の併設の有無

○薬局サービス等

- ・相談できるサービスの方法
- ・施行規則第 1 条第 2 項第 2 号に規定する特定販売の実施に係る通信手段、実施する時間及び取り扱う医薬品の区分
- ・法第 4 条第 5 項第 2 号に規定する薬局医薬品並びに同項第 3 号に規定する要指導医薬品及び同項第 4 号に規定する一般用医薬品の取扱品目数
- ・健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 43 条第 6 項に規定する特別用途食品の取扱いの有無
- ・配送サービスの利用可否、方法、費用について

○業務内容、提供サービス

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・登録販売者その他資格者の人数・無菌調剤室又は無菌製剤処理に係る設備の有無、無菌製剤処理に係る調剤を当該薬局において実施した回数及び無菌製剤処理に係る調剤を他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数・麻薬に係る調剤の実施回数・携帯型ディスプレイ注ポンプの取扱いの有無・小児の訪問薬剤管理指導の実績の有無・医療的ケア児への薬学的管理・指導の可否・オンライン服薬指導の実施方法及び回数・電子資格確認の仕組みを利用して取得した薬剤情報等を活用した調剤の実施の有無 | <ul style="list-style-type: none">・リフィル処方箋の対応実績件数・緊急避妊薬調剤の対応可否及びオンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤の対応可否・高度管理医療機器に係る業許可の有無・検体測定室の実施・災害・新興感染症への対応・入退院時等の情報を医療機関と共有した回数・受診勧奨の情報等を医療機関に提供した実績の有無・調剤報酬上の位置付け |
|---|--|

○その他

- ・その他医療を受ける者による薬局の選択に資する事項